

# 一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構 京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構（以下「機構」という。）が保有する京都エコスタイル認定製品ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用届等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「届出者」という。）は、あらかじめ「京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用届（第1号様式）」を、機構に提出しなければならない。

## (使用の条件)

第3条 機構は、前条の規定による届出があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、ロゴマークのデータを届出者に交付する。

- (1) 京都エコスタイル認定製品認定事業者でない者からの届出があったとき。
- (2) ロゴマークの品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマークを第5条に規定する使用上の遵守事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあるとき。
- (4) 機構が事業を進める上で、支障となるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 消費者の利益を害すると認められるとき。
- (8) その他機構が不適切であると判断したとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体等については、前条の規定による届出を要しないものとする。

- (1) 京都府
- (2) 京都市
- (3) 機構

## (使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第2条の規定による届出を行った者（以下「使用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用ガイドラインに基づき、ロゴマークを使用すること。
- (2) 使用者は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 期間を有する取組については、期間を遵守すること。

(届出内容の変更)

第6条 使用者が届け出た内容について、変更しようとするときは、あらかじめ、「京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用変更届（第2号様式）」を機構に提出しなければならない。

(責任の制限)

- 第7条 使用者は、ロゴマークの使用を届け出た商品について製造物責任を問われた場合、自らの判断と費用負担において対処し、当該商品の瑕疵によって第三者に損害が生じた場合には、損害賠償その他の責任を負うものとする。
- 2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、機構は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、機構の専務理事・事務局長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成30年12月11日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

一般社団法人 京都産業エコ・エネルギー推進機構 理事長 様

京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用届

申請（届出）日	年 月 日
住所又は所在地	〒
法人名、団体名又は氏名	
代表者名	

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用取扱規程第2条の規定に基づき、次のとおり、ロゴマークの使用について届け出ます。

ロゴマーク使用目的	<b>【製品名称】</b>  <b>【ロゴマーク使用目的】</b> （例：パンフレット、カタログ、名刺）
担当者の連絡先	<b>【部署・役職】</b>  <b>【氏名】</b>  <b>【電話番号／FAX番号】</b>  <b>【E-mail】</b>

※ ロゴマーク使用後は、印刷物等の完成品一部（完成品の提出が困難なときは、その写真など外観のわかるもの）を当機構にご提供ください。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

一般社団法人 京都産業エコ・エネルギー推進機構 理事長 様

郵便番号  
住 所  
団体・法人名  
役職・部署名  
氏 名

### 京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用変更届

年 月 日付けで届け出たロゴマークの使用について、下記のとおり変更したいので、京都エコスタイル認定製品ロゴマーク使用取扱規程第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

(変更の内容)